

公 示

第五管区海上保安本部長公示第4号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年4月23日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

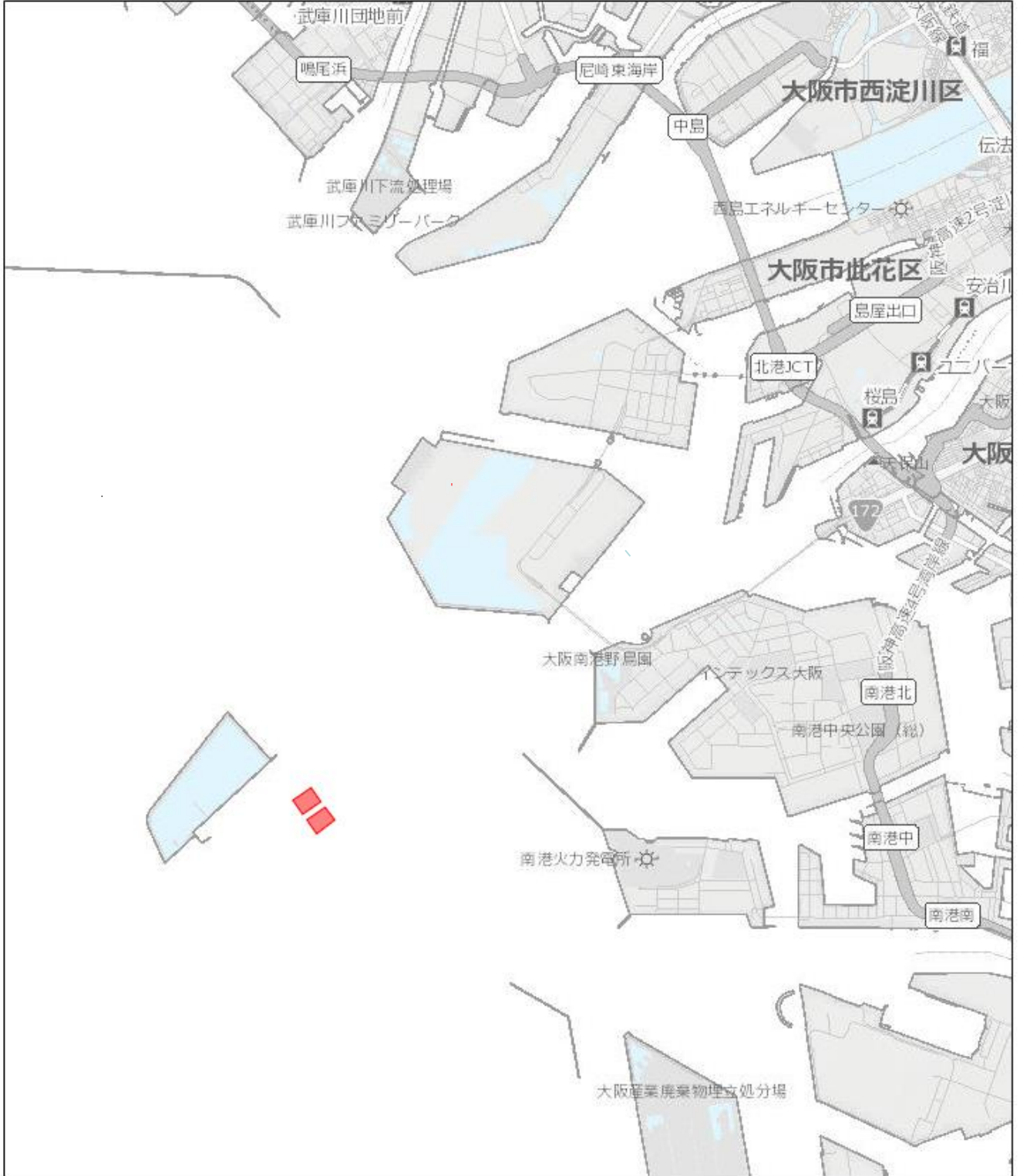
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名 称 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所
住 所 大阪府大阪市港区弁天1丁目2番1-1500号
 - (2) 名 称 第五管区海上保安本部
住 所 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 阪神港大阪区第5区及び第6区
(付図のとおり)
 - (2) 期 間 令和6年5月13日から
令和6年6月28日までのうち1日間

- 3 水路測量の実施方法
GNSSによる測位、精密音響測深機による海底地形調査等

- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

付図



 : 測量区域

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)